

【女性活躍推進法】

(株)大垣共立銀行 が

岐阜県内「一般事業主行動計画」策定届届出 第1号！

～平成28年1月から「策定届」の受付を開始しています～



平成27年8月に「女性活躍推進法」が成立し、平成28年4月の施行を控え、岐阜労働局（局長 本間之輝）では、一般事業主行動計画の策定届の受付を開始いたしました。

平成28年1月4日には、岐阜県内企業の先陣を切って（株）大垣共立銀行より労働局長への届け出が行われました。

本間局長より「今年は岐阜県でも女性活躍の大きなうねりを期待したい。働き方改革を進めることで女性の活躍は確実に広がっていく。大垣共立銀行には地域に根ざした営業展開や貢献だけでなく、労働施策においても積極的に県下の企業の牽引役となってさらに盛り上げていただくようお願いしたい」と要請があり、今回の取組内容について伺うと、関谷常務からは①組織横断的に行う各種プロジェクトメンバーの構成において女性比率を向上（数値目標） ②女性の管理職を目指す意識改革のための取組などに加え、「金融機関の労働時間については過去からの経緯で取組が難しい現状もあるが、最近では労働時間の管理も徹底しており、成果も上がっている。男性の育児・家事参加の機会を増やせるようワーク・ライフ・バランスを実感できる労働環境を構築したい。岐阜では親世代が近隣にいることによる協力も多く、女性の就労継続には家族の協力も欠かせない。少子化対策も切実だと痛感している。岐阜出身者のUターンだけでなく、県外出身の学生にも岐阜に就職してもらえそうな魅力的な企業となれるようこれからも努力をしていきたい」と力強いコメントをいただきました。